

前回試験（令和元年度第2回試験）対応の過去問題集をお持ちの方向け

《過去問題集 差替え資料》

本資料は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった前回試験（令和元年度第2回試験）対応の過去問題集*をお持ちの方向けの補足資料です。

（※合格必勝セットに含まれているもの、または講習会のお申込み時に購入されたもの）

前回試験（令和元年度第2回試験）対応の過去問題集について、基本的には今回試験（令和2年度第1回試験）対策としてそのまま活用されても問題ありませんが、法改正の影響を受けている肢がいくつかありますので、本資料に掲載されている内容に差し替えていただくと、より正確な知識を習得することができます。

なお、★マークが付いている肢が法改正により変更したものとなります。

■過去問題集《問題編》P4：平成29年度第1回試験【問3】肢2 差替え

問3 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部変更）

1. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。
 - 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - 二 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
 - 三 点呼の日時
 - 四 点呼の方法
 - 五 その他必要な事項

★ 2. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設し、管理すること。

3. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの。）を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。

4. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。

■過去問題集《問題編》P21：平成29年度第2回試験【問1】肢2・肢3 差替え

問1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。(※法改正により一部改変)

1. 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- ★ 2. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者であるときは、その許可をしてはならない。
- ★ 3. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可の申請において、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること等、法令で定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
4. 事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

■過去問題集《問題編》P21：平成29年度第2回試験【問2】肢1 差替え

問2 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の輸送の安全等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

- ★ 1. 事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
2. 事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。
3. 事業者は、運行管理者に対し、国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。また、事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言又は指導があった場合は、これを尊重しなければならない。
4. 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

■過去問題集《問題編》P41：平成30年度第1回試験【問1】肢2 差替え

問1 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業計画の変更に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- ★ 2. 事業者は、「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の事業計画の変更（当該変更後の事業計画が法令に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。）をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

■過去問題集《問題編》P61：平成30年度第2回試験【問1】肢1 差替え

問1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

- ★ 1. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可の申請において、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること等、法令で定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

■過去問題集《問題編》P62：平成30年度第2回試験【問2】肢1 差替え

問2 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者の輸送の安全についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

- ★ 1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて 運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な に基づく措置を講じなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による をしてはならない。

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| A | 1. 必要となる員数の | 2. 必要な資格を有する |
| B | 1. 乗務時間 | 2. 休息期間 |
| C | 1. 運行管理規程 | 2. 医学的知見 |
| D | 1. 運送の指示 | 2. 輸送の阻害 |

■過去問題集《解答・解説編》P3：平成29年度第1回試験【問3】肢2 差替え

問3 正解1,3（※「1-11 運行管理者の業務」）

1. 正しい。（安全規則20条1項8号）
- ★ 2. 誤り。事業用自動車の車庫について、「営業所に併設すること」は事業者の義務（安全規則6条）、「管理すること」は整備管理者の業務である（車両法施行規則32条1項8号）。
3. 正しい。（安全規則20条1項14号の2）
4. 誤り。「補助者を選任すること」は事業者の義務であり（安全規則18条3項）、運行管理者の業務ではない。なお、「事業者によって選任された補助者に対する指導・監督を行うこと」は運行管理者の業務である（同規則20条1項16号）。

■過去問題集《解答・解説編》P11：平成29年度第2回試験【問1】肢2 差替え

問1 正解1,3（※「1-2 貨物自動車運送事業」）

1. 正しい。（事業法3条）
- ★ 2. 誤り。国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者であるときは、その許可をしてはならない（事業法5条2号）。
3. 正しい。（事業法6条）
4. 誤り。運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない（事業法10条1項）。「届け出る」ではない。

■過去問題集《解答・解説編》P30：平成30年度第2回試験【問2】肢1 差替え

問2 正解 A1 B1 C2 D1（事業法17条）（※「1-3 輸送の安全」）

- ★ 1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて（A＝必要となる員数の）運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び（B＝乗務時間）の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な（C＝医学的知見）に基づく措置を講じなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による（D＝運送の指示）をしてはならない。